

環水大管発第 2606055 号
令和 8 年 6 月 5 日

都道府県・水質汚濁防止法政令市
水環境保全担当部(局)長 殿

環境省水・大気環境局環境管理課長
(公 印 省 略)

「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き（第 3 版）」の送付等について

平素より環境行政の推進につきましては、特段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

PFAS（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称）については、都道府県市の御協力をいただきながら、各種の取組を進めているところです。今般、下記のとおり、「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き（第 2 版）」（令和 6 年 11 月）の改定を行いましたので通知します。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 対応の手引きの改定について

PFOS 等については、公共用水域及び地下水で「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）（令和 2 年 5 月 28 日付け環水大管発第 2005281 号環水大土発第 2005282 号環境省水・大気環境局長通知）」に基づく指針値（暫定）を超えて検出された場合における対応に関する参考として、令和 6 年 11 月に「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き（第 2 版）」をお知らせしたところであるが、水道水について、令和 8 年 4 月 1 日より、「水質基準に関する省令」（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号）における水道水質基準項目としての基準値が 50 ng/L（PFOS 及び PFOA の合算値）に設定され、公共用水域及び地下水について、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（令和 7 年 6 月 30 日付け環水大管発第 2506309 号環境省水・大気環境局長通知）により、要監視項目としての指針値が同じく 50 ng/L（PFOS 及び PFOA の合算値）に設定されるとともに、PFOS 等の濃度低減のため必要な措置を検討する際の参考として、「PFOS 等の濃度低減のための対策技術集」を本日公表したこと等を踏まえ、所要の改定を行ったため、改定した対応の手引きを送付する。

貴都道府県市においては、必要に応じて対応の手引きを衛生主管部局や水道

部局等の関係部局（都道府県においては水質汚濁防止法政令市を除く市町村を含む）と共有いただくとともに、管内でPFOS等が指針値を超えて検出された場合の対応における参考として活用いただきたい。

2 公共用水域等におけるPFOS等の水質測定について

公共用水域等におけるPFOS等の水質測定については、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（令和7年6月30日付け環水大管発第2506309号環境省水・大気環境局長通知）、「「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（第2版）」の送付等について」（令和6年11月29日付け環水大管発第2411291号環境省水・大気環境局環境管理課長通知）等により、地域の実情に応じ、関係機関等との連携を図りつつ効果的な実施をお願いしており、多くの都道府県市において既に取組を進めていただいているところであるが、貴都道府県市においては、引き続き地域の実情に応じた水質測定の効果的な実施に遺漏なきよう改めてお願いしたい。

3 「PFOS等の濃度低減のための対策技術集」の公表について

環境省では、PFOS等の濃度低減のための対策技術に関する知見を充実させることを目的に「PFOS等の濃度低減のための対策技術の実証事業」を実施し、今般、同実証事業の結果を「PFOS等の濃度低減のための対策技術集」としてとりまとめ、本日、環境省ホームページにおいて公表したので、関係者が、健康リスク低減の観点から、濃度低減のために必要な措置を検討する場合は、参考として活用いただきたい。

PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き（第3版）

令和8年6月

環境省

水・大気環境局環境管理課
大臣官房環境保健部化学物質安全課

目 次

1. 本手引きについて.....	1
2. PFOS 及び PFOA の性状・用途.....	1
3. PFOS 及び PFOA の国内外の動向	2
4. 超過地点周辺における対応	2
5. 健康影響等に関する情報発信	7
6. その他	9

1. 本手引きについて

有機フッ素化合物の一つであるペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）及びペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という。）は、水道水については、令和8年4月1日より「水質基準に関する省令」（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）において、水道水質基準項目としての基準値が50 ng/L（PFOS 及び PFOA の合算値）に設定され、また、水環境については、令和7年6月30日付け環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」により、要監視項目としての指針値が、同じく50 ng/L（PFOS 及び PFOA の合算値）に設定された（以下、水道水質基準項目の基準値及び要監視項目の指針値を併せて「目標値等」という。）¹。

本手引きは、公共用水域や地下水の PFOS 及び PFOA が指針値を超えて検出が確認された場合等に、各都道府県又は関係市（水質汚濁防止法政令市を含む。以下「都道府県等」という。）などにおいて、飲用によるばく露の防止等の取組を実施する際の参考となる情報を整理したものである。なお、本手引き記載の内容については、地域の実情等に合わせて活用されることが適当である。

2. PFOS 及び PFOA の性状・用途

PFOS 及び PFOA は化学的に極めて安定性が高く、水溶性かつ不揮発性の物質であるため、環境中に放出された場合には、水系に移行しやすく、また、難分解性のため長期的に環境に残留すると考えられている。熱・化学的安定性等の有用な特性から、長年にわたり幅広い用途で使用されてきた。

これまで PFOS は、主に泡消火薬剤、半導体、金属メッキ、フォトマスク（半導体、液晶ディスプレイ）、写真フィルム等に、PFOA は、主に泡消火薬剤、繊維、医療、電子基板、自動車、食品包装紙、石材、フローリング、皮革、防護服等に使われてきた。

これらの使用用途を踏まえると、水環境中への排出源となり得る主な施設としては、PFOS 及び PFOA が含まれる泡消火薬剤を保有する施設、フッ素系界面活性剤の製造施設、これらの製品を利用するフッ素系樹脂の製造施設、繊維や織物関係で特に表面処理を施す施設、半導体関連その他の電子材料関連施設、金属メッキやエッチング関連施設、製紙・紙工業、ゴム・プラスチック関連施設等が考えられる。また、これらの製品を処理した実績のある廃棄物処理施設や有機フッ素化合物を取り扱っている施設からの排水を受け入れている下水道処理施設等も水環境中への排出源となり得ると考えられる。

¹ なお、以前より、同じ 50 ng/L という濃度で、水道水については水質管理目標設定項目として目標値（暫定）が、水環境については要監視項目として指針値（暫定）が、それぞれ定められていた。

3. PFOS 及び PFOA の国内外の動向

PFOS については、有害性や難分解性等の性質を有することから、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POP s 条約」という。）の第4回締約国会議（2009年5月）において、附属書B（制限）への追加掲載が決定され、国内においては2010年4月に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）に基づく第一種特定化学物質に指定された。これにより製造・輸入等は原則禁止とされている²が、現在、市中に残存する製品の使用は規制対象外である。

PFOA については、第9回締約国会議（2019年5月）において、附属書A（原則禁止）への追加掲載が決定され、国内においては2021年10月に化審法に基づく第一種特定化学物質に指定された。これにより、全ての用途で製造・輸入等は原則禁止とされているが、現在、市中に残存する製品の使用は規制対象外である³。

国内の水環境中における PFOS 及び PFOA の検出状況については、過去に環境省で実施した PFOS 及び PFOA の水質調査結果（要調査項目等存在状況調査、化学物質環境実態調査、）や、都道府県等が実施した調査において、公共用水域及び地下水から検出される状況が確認されている。

飲料水については、各国・各機関において飲料水の目標値の設定等が行われている。国内の水道水については、2020年4月に暫定目標値が設定され、2026年4月に遵守義務・検査義務を伴う水道水質基準項目に引き上げられた。また、水環境に係る指針値については前述のとおり2020年に指針値（暫定）が設定され、2025年6月に指針値としている。

4. 超過地点周辺における対応

PFOS 及び PFOA は、慢性的に摂取した際の毒性評価値をもとに目標値等が設定されていることから、継続的に摂取する水は目標値等以下であることが望ましい。そのため、水環境中から目標値等を超える値で PFOS 及び PFOA が検出された際には、まずは、飲用によるばく露の防止を徹底することが重要であり、地域の実情等に合わせて、以下の（1）～（3）を実施することが考えられる。

（1）飲用によるばく露の防止の徹底

目標値等を超えて PFOS 及び PFOA が検出された際は、飲用によるばく露の防止を徹底することが重要である。PFOS 及び PFOA が目標値等を超えて検出された地下水等を水源としている地域の水道事業者等がいる場合には、当該水道事業者に対して検査地点、検出濃度、判明している場合は排出源に関する情報を随時

² 2010年時点ではエッチング剤や半導体用のレジスト、業務用写真フィルムの製造の用途は認められていたが、2018年2月の化審法の改正により、これらの用途についても禁止されることとなった。

³ このほか、PFOA 関連物質（自然的作用による化学的变化により PFOA を生成する化学物質）についても、2025年1月から製造・輸入は原則禁止される。

提供することが考えられる。また、井戸等の設置者等に対しては、PFOS 及び PFOA の特性や水道水における基準値が設定されたことについて情報を提供するとともに（参考 1 参照）、当該井戸等を飲用に供している場合には水道水の利用を促す等により、飲用を控えるよう助言等を行うことが考えられる。そのためには、日頃から飲用井戸等を所管する部局等と連携し、井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報の収集・整理に努めることが望ましい。

なお、水道法等の規制対象とならない飲用に供する井戸等に対する衛生管理については、「飲用井戸等衛生対策要領」（昭和 62 年 1 月 29 日付け厚生省生活衛生局長通知）が以下のとおり参考となるが、都道府県等において条例や要綱に基づく対応が行われている場合は、引き続き、条例等に従って必要な措置を講じることが考えられる。

また、「水道事業者等による PFOS 及び PFOA 対応マニュアル」（国土交通省令和 8 年 3 月 27 日公表）においては、PFOS 及び PFOA が水質基準値を超過又はそのおそれが判明した場合に、飲用井戸等の設置者が取るべき具体的な対応が示されている。

・水道事業者等による PFOS 及び PFOA 対応マニュアル

（令和 8 年 3 月 27 日 国土交通省）

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001991668.pdf>

「飲用井戸等衛生対策要領」（抜粋）

4. 衛生確保対策

1) 実態の把握等

- ② 都道府県等は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報を収集・整理し、飲用井戸等を設置しようとする者、飲用井戸等の設置者及び管理者並びに使用者に対する啓発のため必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（中略）

3) 汚染された飲用井戸等に対する措置

- ・・・当該設置者等に対し、水道に加入することを勧めるものとする。

（２）継続的な監視調査の実施（継続監視調査）

PFOS 及び PFOA が目標値等を超過して検出された地域においては、周辺での水道水源や飲用井戸等の存在状況を踏まえ、その後の対応を検討するため、濃度の経年的な推移を把握することが望ましい。なお、監視については、検出状況や濃度の推移、地域の実情を踏まえつつ、重点化（調査頻度や地点の増加）や効率化（調査頻度の減少、測定地点の絞り込み、ローリング調査の導入等）により、測定計画を的確かつ効率的なものとするのが重要である。

以下の囲み内に記載する「継続的な監視調査」の内容については、「公共用水

域測定計画策定に係る水質測定 of 効率化・重点化の手引き」（平成 21 年 3 月環境省水・大気環境局）と「地下水質モニタリングの手引き」（平成 20 年 8 月環境省水・大気環境局地下水・地盤環境室）を基に、具体的な手法等を改めて整理したものである。「地下水質モニタリングの手引き」は、基本的に地下水の水質汚濁に係る環境基準項目に関する手引きとして作成したものであるが、地域の実情等を勘案し、継続的な監視調査を実施する場合は参考として活用いただきたい。

「継続的な監視調査」

（平成 21 年 3 月環境省水・大気環境局「公共用水域測定計画策定に係る水質測定 of 効率化・重点化の手引き」及び平成 20 年 8 月環境省水・大気環境局地下水・地盤環境室「地下水質モニタリングの手引き」を基に整理）

①調査地点

- （ア）基本的には、環境基準を超過した地点において実施する。
- （イ）より効果的な監視を行うため、必要に応じて測定地点（補助点、観測井）を設置する。
- （ウ）汚染範囲や地下水の流動状況に変化があったと想定される場合には、測定地点の変更を検討する。

②調査頻度

- （ア）対象地点について、年 1 回以上実施することとし、調査時期は毎年同じ時期に設定することが望ましい。
- （イ）環境水又は地下水を飲用に供していない地域や汚染項目の濃度変動が小さい場合など、測定計画に具体的に根拠を示した上で、複数年に 1 回の測定とすることも考えられる。
- （ウ）排出源における浄化対策の実施等により、継続的な監視調査を終了する場合には、測定地点で一定期間連続して環境基準を下回り、その上で、汚染範囲内で再度汚染井戸周辺地区調査を行い、全ての地点が環境基準の値以下であることを確認した上で、汚染物質や環境水の用途等、各地域の実情を勘案し、総合的に判断することが望ましい。
- （エ）「一定期間連続して」の判断基準は、汚染物質や地下水の用途、各地域の実情等を勘案し、地域又は項目ごとに、その目安をあらかじめ定めておくことが望ましい。
- （オ）汚染井戸周辺地区の再調査
地下水流動により、汚染範囲が広がる又は移動する可能性がある場合には、継続的な監視調査の終了の際に、再度、汚染井戸周辺地区の調査を行う。この場合の調査は、汚染の発見時に実施した測定地点などを参考に、地下水の流向を考慮した測定地点を設定するなど、規模を縮小した調査を行うことも考えられる。

※PFOS 及び PFOA の調査に活用する場合は、「環境基準」を「目標値等」に読み替える。

(3) 追加調査の実施（汚染周辺調査）

PFOS 及び PFOA が目標値等を超えて検出された場合には、まず飲用によるばく露の防止を徹底することが重要である（（1）参照）。その上で、ばく露防止の取組を確実に実施するためには、特に飲用に供する水源がある地域において、必要に応じて調査範囲を拡大し、追加的な調査の実施を検討することが考えられる。また、地下水については、そのまま飲用に供される可能性が考えられることから、当該地域における飲用井戸等の存在状況を踏まえ、汚染範囲（目標値等を超えて検出される範囲）を把握することが考えられる。

汚染範囲の把握手法としては、以下の囲み内に記載する「汚染井戸周辺地区調査」が挙げられる。この内容については、「地下水質モニタリングの手引き」（平成 20 年 8 月環境省水・大気環境局地下水・地盤環境室）を基に、具体的な手法等を改めて整理したものである。「地下水質モニタリングの手引き」は、基本的に地下水の水質汚濁に係る環境基準項目に関する手引きとして作成したものであるが、地域の実情等を勘案し、調査を実施する場合は参考として活用いただきたい。

なお、調査の結果、目標値等を超え、それが特定の原因によると疑われ、かつ、継続性があると判断される場合は、健康リスク低減の観点から、必要に応じて、排出源の特定のための調査を実施し、濃度低減のために必要な措置を検討することが考えられる。

「汚染井戸周辺地区調査」

（平成 20 年 8 月環境省水・大気環境局地下水・地盤環境室「地下水質モニタリングの手引き」を引用）

① 調査地点

- （ア）調査地点の設定に当たっては、帯水層の鉛直分布を考慮しつつ、帯水層の構造、地下水の流向・流速等を勘案し、汚染が想定される範囲全体が確認できるように設定することが望ましい。また、他の機関や部局で行った地下水質調査の結果等も勘案し、汚染が確認された井戸を中心に調査地点を設定する。
- （イ）調査範囲については、汚染が確認された井戸から半径 500 m 程度を目安として調査可能な地点を選定し、地下水汚染の方向を確認する。全体に汚染が見られる場合は、さらに範囲を広げて調査する。
- （ウ）地下水の流向が分かっている場合には、その方向に帯状に調査する。
- （エ）汚染帯水層が判明している場合は、汚染帯水層にストレーナーがある井戸を調査する。なお、汚染が鉛直方向の帯水層にも移行している場合があるため、他の帯水層の測定を検討する。複数の帯水層が汚染されている場合には、汚染範囲は帯水層毎に異なることから、

帯水層毎に汚染範囲を把握することが望ましい。

- (オ) 測定地点については、汚染による利水影響が大きいと考えられる井戸を重点的に調査する。飲用に供されている井戸については、特段の理由がない限り調査する。なお、調査範囲が広く、対象となる井戸が多い場合は、飲用井戸の調査を優先しつつ、区域を分け順次調査を行う。
- (カ) 既存の井戸を調査することが基本であるが、汚染範囲を的確に把握することが困難となるような大きな空白地区が生じる場合は、観測井を設置することも考慮する。

②調査頻度

- (ア) 汚染発見後、できるだけ早急に実施する。事情により、直ちに調査を実施できない場合は、関係機関と連携し、ばく露防止の取組を実施する。汚染原因の特定のための調査を行う場合は、降雨等の影響を避け、できるだけ短期間に行うことが望ましい。
- (イ) 汚染井戸周辺地区調査は、概況調査等で汚染が確認された場合だけでなく、近傍に排出源の存在が推定され、周辺地域における超過の蓋然性が高い場合にも実施することが望ましい。実施の検討の際には、当該地域の地下水の現在及び将来の用途等を考慮する（例えば、飲用井戸がある場合は優先的に調査の実施を検討する等）。予め、地域毎にどの程度の濃度が検出された場合に汚染井戸周辺地区調査を実施するか（考え方や基準等）を定めておくことも考えられる。

(参考) 地下水の流向

国土交通省 HP「地下水マップ」

https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/water/w_national_map_cw.html

(4) 濃度低減のために必要な措置

排出源の特定のための調査の結果、排出源と考えられる事業者等が濃度低減のために必要な措置を検討する場合は、以下の技術集を参考として活用いただきたい。なお、排出源と考えられる土壌を場外に搬出する場合には適切な管理や適正な処理について留意すべきと考えられる。

・PFOS等の濃度低減のための対策技術集

(令和8年6月 環境省 水・大気環境局 環境管理課 有機フッ素化合物対策室)

<https://www.env.go.jp/content/000404180.pdf>

5. 健康影響等に関する情報発信

(1) リスクコミュニケーションの実施

PFOS 及び PFOA が目標値等を超えて検出された地域においては、住民の不安に寄り添い透明性を確保しながら適切な情報発信を行っていくことが重要である。

PFOS 及び PFOA について、現時点の科学的知見等に基づき、環境省が設置した「PFAS に対する総合戦略検討専門家会議」の監修の下で「PFOS、PFOA に関する Q&A 集」を作成しており、PFOS 及び PFOA の性状や人の健康への影響などの基本的情報を整理しているほか、以下のような健康影響等に関する問に対する回答を掲載している。

(「PFOS、PFOA に関する Q&A 集」に掲載している問の例)

- Q1. PFOS、PFOA はなぜ、製造・輸入禁止といった非常に厳格な措置が採られているのですか。
- Q2. 身近な環境中の PFOS、PFOA はこれからも増えるのでしょうか。
- Q3. 永遠の化学物質と聞きました。一度身体に入ったら一生残るのでしょうか。
- Q4. 一部の地域では、PFOS、PFOA が飲み水に含まれている場合があると聞きました。大丈夫でしょうか。
- Q5. 米国などで水道水の目標値等を厳しくする動きがあるようですが、日本の水道に係る暫定目標値の 50ng/L では甘すぎるのではないのでしょうか。
- Q6. 健康影響に関する血中濃度の基準はないのですか。PFOS、PFOA の血液検査を受ければ健康影響を把握できますか。

この他、「PFAS ハンドブック」(令和 7 年 12 月)や、その内容を更に平易に説明したリーフレット等を活用し、丁寧なリスクコミュニケーションを図ることが望ましい。

- ・「PFAS ハンドブック」及びリーフレット
(環境省 有機フッ素化合物 (PFAS) について)
<https://www.env.go.jp/water/pfas.html>

また、以下の点についても、必要に応じて説明することが考えられる。

- ・PFOS 及び PFOA の水道水質基準が設定され、水道事業者等には基準の遵守と定期的な水質検査が義務付けられていること、また、自治体の水道局等が水質基準を遵守するため、水道の水質管理を行っていること
- ・目標値等については、体重 50 kg の人が水を一生にわたって毎日 2 リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定されたものであること
- ・食品中の危害要因が人の健康に与える影響について国民の科学的に評価する国の機関である食品安全委員会は、2024 年 6 月にとりまとめた食品健康影響評価において「通常の一般的な国民の食生活(飲水を含む)から食品を通じて摂取される程度の PFOS 及び PFOA によっては、著しい健康影響が生じる状況にはない」と評価していること

- ・更なる科学的知見の集積に向けて PFOS、PFOA の健康への影響について調査や研究が進められていること

さらに、2024 年 6 月に、内閣府食品安全委員会等において、現時点で得ることができたデータ等が公表されており、必要に応じて参考として活用いただきたい。

- ・評価書 有機フッ素化合物（PFAS）
（2024 年 6 月 内閣府食品安全委員会）
<https://www.fsc.go.jp/fsciis/attachedFile/download?retrievalId=kya20240625001&fileId=201>
- ・PFAS のリスク評価、その意味は？ 姫野誠一郎座長インタビュー
（2024 年 6 月 26 日 内閣府食品安全委員会）
https://www.fsc.go.jp/osirase/pfas_interview.html
- ・食品中の PFAS に関する情報
（農林水産省）
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/PFAS/>

（２）地域住民の健康状態の把握

PFOS 及び PFOA による健康不安の声が上がっている地域においては、地域保健を担当する各地方公共団体が、地域保健活動の一環として、健康指標に関する既存統計等を用いるなどして、健康指標の経年的な推移により、PFOS 及び PFOA との関連が指摘されているコレステロール値、がんの罹患状況、低体重児の届出情報などを確認することや、他地域との比較により、地域の健康指標に大きな差異がないかなど、当該地域の健康状態を把握し、地域住民に向けた情報発信を行うことが望ましい。

具体的には、コレステロール値の上昇に関する既存統計等としては、「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく特定健康診査の情報、がんに関する既存統計等としては、「がん登録等の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 111 号）に基づくがんの罹患情報、また、出生時の体重減少に関する既存統計等としては、「母子保健法」（昭和 40 年法律第 141 号）に基づく低体重児の届出情報等が想定される（既存統計等の具体的な活用方法は参考 4 を参照）。

＜参考：住民の健康調査について＞

地方公共団体が直ちに取り組める対応として、既存統計の活用による地域診断の実施に取り組むとともに、既存の健康診査の定期受診を推進することが考えられる。

地方公共団体による健康状態の把握例については、沖縄県、岡山県吉備中央町、大阪府摂津市等の事例を参照されたい。

○既存統計の活用事例

- ・沖縄県（Q4. 参照）

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/iryokenko/kenko/1026790/1026795/index.html>

- ・岡山県吉備中央町

<https://www.town.kibichuo.lg.jp/uploaded/attachment/9705.pdf>

- ・大阪府摂津市

<https://www.city.settsu.osaka.jp/soshiki/hokenfukushibu/hokenfukushika/kensin/28394.html>

現時点での知見ではどの程度の血中濃度でどのような健康影響が個人に生じるか明らかとなっておらず、血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することは困難であるとされている。なお、PFOS 又は PFOA による健康影響を明らかにするために、疫学研究を行う上で血液検査を行うことも考えられるが、その際には、研究者の適切な関与のもと「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」を遵守し、血液検査を含む疫学研究を科学的に評価可能な方法で実施する必要がある。また、血液検査を受けた人の精神的な面を含めたフォローを含むカウンセリング等の支援体制があることが望ましい。

<参考：健康影響に関する調査・研究について>

現在、環境省としては、国内外の知見の収集を推進するとともに、PFOS、PFOA についての研究や、人を対象とした調査や研究を推進している。

- ・有機フッ素化合物（PFAS）に関する環境省ホームページ

PFAS に関する総合研究、環境研究総合推進費、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）や、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査に関する情報を掲載。

<https://www.env.go.jp/water/pfas.html>

なお、健康影響については、個々の調査・研究結果だけではなく、さまざまな知見を総合的に評価する必要がある。そのため、個々の調査・研究結果の取り扱いに当たっては、慎重な解釈が必要である点に留意されたい。

6. その他

PFOS 及び PFOA については、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、直ちに環境基準とされるのではなく、引き続き知見の集積に努めるべき項目として要監視項目へ位置づけられている。要監視項目への位置づけは、国内の水環境中の存在状況に関する知見の集積を図ることも目的としていることから、特に排出源となり得る施設が立地している地域においては、PFOS 及び PFOA について、公共用水域又は地下水の水質測定計画へ位置付け、調査の充実を図るなど、適切な対応を検討することが重要である。

なお、これらの調査で得られた結果については、適切なばく露防止の取組等が

行われるよう、関係部局間で情報共有を行うことが重要である。

<参考1>井戸の設置者等への情報提供用資料（例）

ピーフォス ピーフォア
PFOS と PFOA について

1. PFOS・PFOA とは

PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタン酸）

（1）物理化学的性状

化学的に極めて安定。水溶性、不揮発性のため、環境中に放出された場合は水系に移行しやすい。難分解性のため長期的に環境に残留すると考えられている。

（2）国内の規制

PFOS、PFOA については、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）により、原則として製造や輸入等が禁止されている。

2. 水道水の基準値及び水環境の指針値

（1）水道水

令和8年4月1日に、水道水質基準項目に位置付けられるとともに、PFOS と PFOA の合算値で、1リットル当たり 50 ナノグラム※（50ng/L）とする基準値を国が設定。

（2）水環境（公共用水域及び地下水）

令和2年5月28日に、要監視項目に位置付けられるとともに、PFOS と PFOA の合算値で、1リットル当たり 50 ナノグラム※（50ng/L）とする指針値（暫定）を国が設定。令和7年6月30日にPFOS 及び PFOA の「指針値（暫定）」を「指針値」とした。

※ナノグラム（ng）は10億分の1グラムを示す単位

（3）基準値及び指針値の考え方

水道水の基準値及び水環境の指針値は、令和6年6月に内閣府食品安全委員会より示された耐容一日摂取量を踏まえ、体重 50 kg の人が水を一生涯にわたって毎日2リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に安全性を見込む観点から設定されたもの。

＜参考 2＞PFOS 等含有消火器等の取扱い及び処理について

PFOS 等含有消火器等の取扱いに当たっては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）に基づき、屋内保管、容器の点検、保管数量の把握、譲渡・提供の際の表示等を遵守する義務がある。

また、PFOS 及び PFOA 含有消火器等の廃棄に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）並びに PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項に基づき、適正に処理することが必要である。

【化審法に基づく規制の対象となる取扱事業者の例】

- ・ 消防組織法に基づく消防機関
- ・ 消火器・泡消火設備の点検事業者（消防設備士・消防設備点検資格者等）
- ・ 石油コンビナート、一部の自衛隊施設、空港施設^{※1}

※1 その他、実態上、泡消火設備等の消火設備を設置し、訓練、点検を行っている等消防機関と同等の業務を行っているものとみなすことができる者

【廃棄物処理法における排出事業者の例】

- ・ 上記の取扱事業者の中で消火器等を廃棄しようとする事業者や、その他の設備点検事業や解体事業等に伴い消火器等を廃棄する事業者

（参考資料）

- （1）PFOS・PFOA を含有する泡消火薬剤等の取扱い・処理について

<https://www.env.go.jp/chemi/kagaku/pfos.html>

- （2）PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項

<https://www.env.go.jp/content/000077696.pdf>

<参考 3>水質汚濁防止法に基づく PFOS 及び PFOA の対応について

【水質汚濁防止法に基づく事故時の措置】

水質汚濁事故に起因して引き起こされる人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために、事故の発生源からの引き続く汚染物質の流出を防止することが重要である。そこで、水質汚濁防止法第 14 条の 2 第 2 項の規定により、指定物質を製造、貯蔵、使用又は処理する施設（以下「指定施設」という。）を有する事業場（以下「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故（人為的な事故に限らず、天災を含む不可抗力による事故を含む。）が発生し、指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事等に届け出なければならない。

令和 5 年 2 月に PFOS 及びその塩並びに PFOA 及びその塩が指定物質に追加されており、上記措置の対象となっている。

<https://www.env.go.jp/content/000101235.pdf>

【PFOS 及び PFOA 含有消火剤の使用に伴う排出時における情報提供】

事故時のみならず、消火活動により、PFOS 及び PFOA 含有消火剤の使用に伴って公共用水域等へ泡消火薬剤が排出・浸透した場合は、水質汚濁防止法における事故の概念に馴染まないため、上記の同法に基づく措置の対象外と考えられる。他方で、関係地方公共団体において指定物質の環境中への流出の実態を的確に把握する観点から、PFOS 及び PFOA の流出の状況等の情報が共有されることが重要である。

については、環境省から関係省庁及び関係機関に対して、PFOS 及び PFOA 含有消火剤の使用に伴う PFOS 及び PFOA 排出時における情報提供について協力を依頼しているところである。

<https://www.env.go.jp/content/000108786.pdf>

＜参考４＞PFOS 等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について

環水大管発第 25032611 号

環循規発第 2503261 号

令和 7 年 3 月 26 日

各都道府県・各政令市

水環境保全担当部(局)長 殿

産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省水・大気環境局環境管理課長

環境再生・資源循環局廃棄物規制課長

（ 公 印 省 略 ）

PFOS 等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について

平素より環境行政の推進につきましては、特段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、国内において、浄水場の水源となっていたダム等から、指針値（暫定）を超える PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及び PFOA（ペルフルオロオクタン酸）（以下「PFOS 等」という。）が検出されました。関係自治体に設置された有識者委員会において、周辺の調査結果等から総合的な検討が行われた結果、ダム上流に位置する資材置場において、長期間にわたって野積みされていた PFOS 等を含む使用済活性炭からの PFOS 等の流出が、ダム等における PFOS 等の検出の原因と考えることが妥当とされたところです。

活性炭は水処理等に広く用いられていますが、上記事案のように長期間にわたって野積みし、保管容器の外装が破損したまま雨ざらしで放置するなど、不適切な管理が行われた場合、活性炭に吸着した PFOS 等が溶出し、環境中への流出による汚染を生じさせるおそれがあります。

今般、活性炭の適正な取扱い等に関する知見を整理するため、活性炭の製造・再生利用事業者等へ行った調査結果を踏まえ、水道における暫定目標値又は公共用水域等における指針値（暫定）を超過する濃度の PFOS 等を含む水の処理に用いた使用済活性炭（事業の用に供されたものに限る。以下「使用済活性炭」という。）の適切な管理に関して留意すべき点等について、下記のとおり整理しましたので、管内の活性炭を用いて水処理を行い使用済活性炭を排出する事業者及び使用済活性炭を再生する事業者並びに使用済活性炭を廃棄物として処理する廃棄物処理業者へ周知くださいますようお願いいたします。併せて、貴都道府県市において水処理に活性炭を使用する場合に留意いただくようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 使用済活性炭の適切な保管について

使用済活性炭を長期間にわたって野積みし、保管容器の外装が破損したまま放置するなど、不適切な管理が行われた場合、活性炭に吸着した PFOS 等が溶出し、環境中への流出による汚染を生じさせるおそれがある。事業場等において使用済活性炭を長期間保管する場合には、屋内で保管する又は雨水等が当たらないよう保管すること、定期的に保管状況を確認することなど、環境中への PFOS 等の流出による汚染を生じさせないように保管すること。

また、廃棄物となった使用済活性炭を保管する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 6 条に規定する処理基準及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 8 条に規定する保管基準に基づき、飛散・流出防止措置を講ずるなど、適切に管理するとともに、以下の 2 に従って速やかに処理すること。

なお、保管中の使用済活性炭に吸着した PFOS 等が溶出し、環境中への流出による汚染を生じさせるおそれがある事案が発生した場合には、関係自治体において PFOS 等の環境中への流出の実態を的確に把握する観点から、保管者は関係自治体に対して情報を共有することが望ましいこと。

2 使用済活性炭の適正処理について

使用済活性炭を廃棄物として処理する場合には、排出事業者から廃棄物処理業者に対して PFOS 等の含有情報を適切に提供するとともに、廃棄物処理業者においては「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」（令和 4 年 9 月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課作成。以下「技術的留意事項」という。）を参考に確実に分解処理すること。

なお、使用済活性炭中の PFOS 等の濃度が技術的留意事項に示す管理目標参考値（ $5 \mu\text{g/kg-dry}$ ）以下のものは、技術的留意事項の対象とされていないが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守の上、適正に処理すること。

3 使用済活性炭の再生について

使用済活性炭の再生の委託を検討する場合には、当該使用済活性炭に PFOS 等が含まれていることを委託者から受注者である再生事業者へ伝え、当該再生事業者において受入可能か確認すること。確認の結果、使用済活性炭の再生を委託する場合には、委託者においても再生事業者において、再生事業者の事業場からの排水の公共用水域等への排出や排ガスの大気への放出による環境中への PFOS 等の流出を防止する取組（以下「汚染防止の取組」という。）が行われていることを確認すること。

汚染防止の取組の例としては、排水又は排ガス中の PFOS 等の濃度を測定し、確実に分解処理されているかを確認することが考えられ、技術的留意事項において示している排水及び排ガスの採取・分析方法や管理目標値の考え方を参考とすること。

参考：PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（令和 4 年 9 月、環境省
環境再生・資源循環局廃棄物規制課）

<https://www.env.go.jp/content/000077696.pdf>

＜参考 5＞事務連絡 PFOS 及び PFOA に関する地方公共団体による健康状態の把握について

事務連絡

令和 5 年 8 月 8 日

各
〔都 道 府 県〕
〔保健所設置市〕
〔特 別 区〕
衛生主管部（局） 御中

環境省大臣官房環境保健部

環境安全課環境リスク評価室

PFOS 及び PFOA に関する地方公共団体による健康状態の把握について

平素より環境行政の推進につきましては、特段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、環境省が設置した「PFAS に対する総合戦略検討専門家会議」において、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物(PFAS)に関して現時点で取り組むべき事項として、「PFAS に関する今後の対応の方向性」（以下「対応の方向性」という。）が取りまとめられるとともに、専門家会議の監修の下で「PFOS、PFOA に関する Q & A 集」（以下「Q & A 集」という。）を作成しましたので送付します。

「対応の方向性」の中で、「PFOS 等による健康影響への不安の声が上がっている地域においては、地域保健を担当する各自治体が、地域保健活動の一環として、健康指標に関する既存統計を用いるなどして当該地域の健康状態を把握し、地域住民に向けた情報発信をすることが望ましい」とされています。

既存統計を用いた健康状態の具体的な把握方法について、別添のとおり整理しましたので、環境部局等と連携して対応する際に、参考にしていただければ幸いです。

環境省では、今後も PFOS 及び PFOA に関する知見の集積等に努めていくこととしており、連携・協力方よろしくお願いいたします。

（参考）対応の方向性及び Q & A 集リンク

<https://www.env.go.jp/water/pfas/pfas.html>

<別添>

1 健康状態の把握の具体的方法

(1) 活用が想定される既存統計

「Q & A 集」において、PFOS 及び PF0A と関連が報告されている健康影響として、コレステロール値の上昇、発がん、子どもの体重減少等が挙げられている。これらの健康指標に対応する既存統計としては、「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく特定健康診査の情報、「がん登録等の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 111 号）に基づくがんの罹患情報、「母子保健法」（昭和 40 年法律第 141 号）に基づく低出生体重児の届出情報等が想定される。

(2) 既存統計の活用方法

目標値等（※）を超えて PFOS 及び PF0A が検出されたこと等により健康影響への不安の声が上がっている地域において、（1）のような既存統計を用いて PFAS に関連する健康指標の動向を確認する。例えば、健康指標の経年的な推移により増加傾向の有無を確認することや、他地域との比較により、地域の健康指標に大きな差異がないかを確認することが考えられる。なお、一部の自治体の先行事例として、過去 PFOS、PF0A が検出された浄水場から水の供給を受けている市町村とそれ以外の市町村について、がんの罹患率等の健康指標を用いて比較した事例等があるので参考にされたい。

※目標値等： 水道水については、「水質基準に関する省令の一部改正等について（施行通知）」（令和 2 年 3 月 30 日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）により、水質管理目標設定項目としての目標値（暫定）が 50ng/L（PFOS 及び PF0A の合算値）と設定されている。また、水環境については、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（令和 2 年 5 月 28 日付け環境省水・大気環境局長通知）により、要監視項目としての指針値（暫定）が、同じく 50ng/L（PFOS 及び PF0A の合算値）に設定されている。ここではこれらを合わせて「目標値等」とする。

(3) 情報発信

地域住民に対しては、Q & A 集を用いた啓発を行うとともに、（2）によって把握された地域の健康状態について、積極的に情報発信をしていくことが望まれる。

2 留意事項

(1) 1 に示した地域の健康状態の把握や地域住民への情報発信については、地域の実情に合わせて柔軟に実施することが適当である。

(2) 地域の健康状態の把握は、地域保健活動の一環として実施するものであり、学術的な調査研究を目的としたものではない。

(3) 血液検査については、Q & A集9頁Q6に記載のとおり、どの程度の血中濃度でどのような健康影響が個人に生じるかについては明らかとなっておらず、血中濃度に関する基準を定めることも、血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することも困難なのが現状である。

(4) 既存統計を用いるなどして地域の健康状態を把握し、公表した場合には、当該公表内容を環境省にも共有いただきたい。

担当者連絡先
環境安全課環境リスク評価室
担当：川原、齋藤
直通：03-5521-8262
e-mail：hoken-risuku@env.go.jp

事 務 連 絡
令和 5 年 10 月 31 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

環境省大臣官房環境保健部
環境安全課環境リスク評価室

PFOS 及び PFOA に関する地方公共団体による健康状態の把握について

平素より環境行政の推進につきましては、特段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 8 月 8 日付けで送付した事務連絡「PFOS 及び PFOA に関する地方公共団体による健康状態の把握について」（環境省大臣官房環境安全課環境リスク評価室事務連絡）」（以下「8 月 8 日付け事務連絡」という。）に関していくつか問合せをいただいております。

この度、問い合わせ事項に対する回答を整理いたしましたので、御参考にしていただきたくお送りいたします。

なお、本事務連絡については、厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課と協議済であることを申し添えます。

1. 事務連絡の発出先について

- (1) 既存統計の活用による健康状態の把握は、地域保健活動の一環として実施するものである。
- (2) 保健所設置市、特別区には、8 月 8 日付け事務連絡は直接お送りしていないため、各都道府県を通じて送付いただきたい。なお、本事務連絡も同様に扱っていただきたい。

2. 既存統計の活用結果の解釈について

- (1) 既存統計を用いるなどして地域の健康状態を把握し、公表した場合には、当該公表内容を環境省に共有いただきたい。
- (2) また、地方公共団体が活用結果を解釈するに当たっては、必要に応じて環境省が相談に応じることも可能である。

3. 8月8日付け事務連絡で記載されている「既存統計」について

ここでいう既存統計には、統計法（平成19年法律第53号）に基づく公的統計以外の各種データを含む。

4. がん登録推進法に基づき収集された全国がん登録情報及び都道府県がん情報について

- (1) がん登録推進法は、がん医療の質の向上、がんの予防の推進、情報提供の充実及びその他のがん対策を科学的知見に基づき実施するため、がんの罹患、治療、転帰等の状況を把握し、分析することを目的としている。
- (2) 厚生労働省は、国内におけるがんの罹患等の情報を広く収集した全国がん登録情報を集計し、毎年、「全国がん登録 罹患数・率 報告」を公表しており、都道府県単位の年齢階級別、発見経緯別、進展度別等の罹患数・率が利用可能である。利用可能な集計表は、政府統計の総合窓口 e-Stat でダウンロード可能である (<https://www.e-stat.go.jp/>)。

担当者連絡先

環境安全課環境リスク評価室

担当：川原、齋藤

直通：03-5521-8262

e-mail : hoken-risuku@env.go.jp

<参考6>PFOS 及び PFOA に関する地方公共団体の対応事例

地方公共団体における PFOS 及び PFOA に関する地域とのリスクコミュニケーションに係る対応事例の一部を参考として紹介する。

- ・ 地方公共団体ウェブサイトにおいて地方公共団体による水道関係の水質調査・水質管理、健康影響や住民からの質問及びその回答等の情報を発信している例。

(東京都)

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/no-82-pfossheet3>

(沖縄県)

<https://www.eb.pref.okinawa.jp/sp/water/82/3017>

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/iryokenko/kenko/1026790/1026795/index.html>

(吉備中央町)

<https://www.town.kibichuo.lg.jp/site/enjo-pfas/>

- ・ 特定健康診査等の既存情報を用いた健康状態の把握、地域住民に向けた情報発信に関する事例。

(沖縄県)

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/iryokenko/kenko/1026790/1026795/index.html>

(再掲、Q 4 を参照)

(吉備中央町)

<https://www.town.kibichuo.lg.jp/uploaded/attachment/9979.pdf>

(上記報告書 提言 1 3 参考事項 を参照)